

萩市マスコットキャラクター「萩にゃん。」デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、萩市マスコットキャラクターの「萩にゃん。」のデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてデザインとは、萩市が著作権を有する別表に規定するデザイン及びこれを展開したものとする。

(使用の申請等)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめマスコットキャラクター「萩にゃん。」デザイン使用許諾申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、報道機関が報道の目的で使用する場合は、この限りでない。

(使用の許諾)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用を許諾しないものとする。

- (1) 萩市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 別表に定めるデザインガイドマニュアルに従ってデザインを使用しないとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するものと認識されるおそれがあると認められるとき。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員が使用するとき又はデザインの使用を許諾することが暴力団の利益になると認められるとき。
- (6) デザインの使用において、その表現が「萩にゃん。」のイメージを損なうと認められるとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、デザインの使用を許諾することが不相当と認められるとき。

2 前項の許諾を行うときは、マスコットキャラクター「萩にゃん。」デザイン使用許諾書（別記第2号様式）によって申請者に通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、デザインの使用について条件を付することができる。

（使用承認期間）

第5条 使用承認期間は、承認日から3年を限度とする。ただし、更新は妨げないものとする。

（使用料）

第6条 デザインの使用料は、当分の間、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 第4条の許諾を受けてデザインを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用者は、許諾された内容についてのみ使用し、第4条第3項により付された条件に従うこと。

(2) 使用者は、許諾に基づくデザインの使用に係る権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 別表に定められたデザインと著しく異なる方法で使用しないこと。

(4) 反転、規格外の拡大縮小、切除、配色の変更等市の許可を得ないデザインの改変をしないこと。

(5) 第4条の許諾を受けて作成するデザインを用いた物品、電磁的記録その他の創作物（以下「物品等」という。）には、第4条第3項の使用許諾書によって指示された方法により著作権表示及び使用許諾番号を付記すること。

(6) 許諾に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

（許諾内容の変更の申請）

第8条 使用者は、許諾された使用の内容について変更しようとするときは、あらかじめマスコットキャラクター「萩にゃん。」デザイン使用変更申請書

(別記第3号様式)を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾は、マスコットキャラクター「萩にゃん。」デザイン使用変更許諾書(別記第4号様式)によって使用者に通知するものとする。

(許諾の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者に対して萩にゃん。デザインの使用方法の是正を命じ、又はその承認の内容を変更し、若しくは承認を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの要領に違反したとき。

(2) 使用者が第4条第4項の使用の許諾に付した条件に違反したとき。

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(4) 第4条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) その他デザインの使用が不適當であると認められるとき。

2 前項の許諾の変更及び取消しは、マスコットキャラクター「萩にゃん。」使用許諾取消通知書(別記第5号様式)により当該使用者に通知するものとする。

(損害賠償)

第10条 前条の規定によるデザインの使用の許諾の変更又は取消しにより、使用者に生じた損害について、市長はその責を負わないものとする。

2 使用者が、デザインの使用によって、第三者に与えた損害又は損失について、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(使用状況の報告等)

第11条 市長は、使用者に対し、デザインの使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年11月7日から施行する。